

午後1時39分再開

○副議長(五百川純寿) それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

中島議員。

[中島謙二議員登壇、拍手]

○中島謙二議員 自由民主党議員連盟の中島謙二であります。1年生議員として、本年度最後の一般質問をいたします。執行部の御答弁をよろしくお願いをいたします。

初めに、ITの利活用についてお尋ねをいたします。

現在、さまざまな分野でITが利活用され、また広く島根県民の多くが高速大容量の通信環境であるブロードバンドを利用する時代となっております。本県においては、平成14年度に、道路と言えば高速道路とも言える光通信網が既に全市町村にネットワークとしてつながり、さらにインターチェンジとなる接続点が全県80カ所整備されております。そして、この接続点から各家庭や事業所へは、インターネット接続事業者、いわゆるインターネットプロバイダーと契約することにより、現在ではほぼ全県下で電話回線を利用した接続サービスであるDSLなどの通常1メガから8メガbpsの高速通信環境が整備されております。

しかし、パソコンは高齢者にとってはなかなか敷居の高いのが現状ではありますが、中山間地域を多く抱える本県にとって、市町村の合併により役場が遠くなったり、地元の商店が次々と閉店していく、あるいは地元から医師がいなくなるなどの現実がある中で、物理的な時間距離を短縮し、あたかも目の前で相談したり、現物があるように買い物ができるブロード環境は、すべてがそれで済むわけではありませんが、大変重宝する環境ではないかと思うところであります。

また、さらに高速な通信環境である光ファイバー通信の整備も進んでいることや、溝口知事も積極的にIT産業振興を推進するため、来年度の機構改革において情報産業振興室を設置されるとともに、予算案においても、新規事業でしまねIT産業振興事業が提案されているところであります。

先日、奥出雲町では、全戸を対象とした高速通信回線の整備が完成したとのことであります。このシステムは、DSLより高速の光ケーブルを利用した通信網であり、今後それを基盤にしたテレビ電話システムが計画されており、特に高齢者や体の不自由な方々のために、日常生活の支援や在宅介護、在宅医療サポートなど、あらゆる面での活用に期待がかかるところであります。

また、本県の施策としては、先ほど述べましたが、平成 16 年度までに幹線網となる光ケーブルが全市町村への敷設が完了しているとのことですが、その先の各家庭や事業所、商店等については通信事業者によるサービスとなっており、一部の地域ではサービスが受けられないところがあるとのことですが、県内において、こういった地域が未整備なのか、また県はこのような地域間情報格差の解消について、今後どうされるのか伺いたいと思います。

さらに、せっかく整備された情報基盤でありますので、今後の活用についてどのように生かしていけるのかお伺いをいたします。

また、近年のIT関連産業の向上、情報通信環境の向上は、その使われ方にも変化を生じさせております。そして、その変化は我々の周りに耳新しい言葉、あるいは単語となってあふれております。その一つにユビキタスという言葉があります。そのユビキタスをインターネットで検索したところ、それが何であるかを意識させず、しかもいつでもどこでもだれもが恩恵を受けることができるインターフェース、環境、技術のことと出てきましたし、また総務省でも、ユビキタス社会を目指すu-Japan戦略において、この技術を活用して、2010 年を目標にユビキタスネットワーク社会の実現を図ろうとしているとのことでもあります。こうした社会では、例えばリアルタイムでの高齢者の健康情報の管理や、運転者へ近くに歩行者がいることを知らせる仕組みのほか、産地経路を把握した食品管理や食の安全が図れるとのことで、その期待は大きいものがあります。

先日、我が国のIT技術を世界に売り出そうと、新しい情報通信サービスの開発、実証実験を行う総務省の新規事業、ユビキタス特区に松江市の企業が提案をした島根ユビキタスプロジェクトが選定されました。そのユビキタス特区には、全国から 188 件もの応募があり、その中から採択された 22 件は、トヨタ自動車、富士通、三菱電機、日本電気、日立製作所、NTTドコモ、ソフトバンクモバイルなど、いずれも大手企業ということで、県内企業の提案も高い評価を受けたものと理解しており、このユビキタス特区の選定は、IT関連産業の振興を重点施策の一つとして掲げております島根県にとっては、地域経済発展の起爆剤の一つとして大いに期待できるものと考えております。

そこで、松江市におけるユビキタス特区の技術開発に関してどういう内容なのか、島根におけるIT戦略としてどのようなメリットがあるのか、あるいは期待できるのかをお聞かせください。

次に、中山間地域対策についてであります。

少子化や高齢化が進む中で、本県の中山間地域においては小規模高齢化集落がふえてきております。これらの集落においては、葬式の世話や集落単位の草刈り、農作業の共同化などの古くから綿々と続いてきた共助の仕組みが維持できなくなったり、あるいは商店の閉店やバス路線の撤退など、公共や民間でのサービスの低下が見られております。これら住む人が少なくなった集落を、昔のように活気のある集落に戻すことは無理でしょうが、そ

に住む方たちの生活の安定を図ることも、これからますますふえる小規模高齢化集落に対する行政としての責任であるとも考えております。

そのような中、私の地元益田市の種地区において、本年度、中山間地域のコミュニティー活性化モデル事業が実施されております。この種地区は 13 集落 119 世帯 387 人の地区であり、この中にも既に小規模高齢化集落となっている地区が 6 地区あります。このモデル事業では、集落の再編の促進や定住対策、遊休農地の解消、地域産品の創出などを目標として、地元の方と県、市の各機関が連携して取り組まれてるとのことですが、現時点での成果あるいは課題についてお聞かせください。

また、来年度の新規事業として、中山間地域活性化重点施策推進事業を予算計上され、その中でも中山間地域コミュニティー再生重点プロジェクト事業や中山間地域活性化支援事業としてコミュニティーの再生に向けての取り組みをなされるとのことです。これらの事業は小規模高齢化し、生活に支障が生じている地域における古くから綿々と受け継がれてきた文化、風習を受け継いでいくため、一回り大きな組織でそれを担っていくことであり、地域の皆さんの意識改革や、今までより広い範囲での共助の精神を養うことが必要であり、並大抵のことではないと思いますが、やらなければならないことでもあります。

この中山間地域活性化重点施策推進事業における支援の具体的内容と、今後の地域組織としての目指すものについてお聞かせください。

また、この事業を小規模高齢化集落が今後ますます広がっていく現状においては、今後の方向性を見きわめる意味でも、ぜひ実を結ぶ事業としていただきたいと思っております。

次に、本年 4 月より、医療保険制度体系の見直しの一環として始まる特定健康診査、特定保健指導と、後期高齢者医療制度に関して質問をいたします。

特定健康診査は、メタボリック健診と呼ばれ、今まで老人保健法に基づき行われていました基本健診を廃止し、高齢者医療確保法という新たな法律に基づき、40 歳から 74 歳の国民全員が対象となる健診であります。この特定健康診査は、メタボリックシンドロームに当てはまる国民及びその予備軍を発見し、生活習慣を改善させる保健指導を行い、生活習慣病である糖尿病や高血圧、高脂血症等を予防することを目的として行われる健診であり、端的に申しますと肥満予防であります。

この肥満は、糖尿病など生活習慣病と言われるさまざまな病気の温床となり、高齢化とともにさまざまな合併症発症の原因となりますが、この糖尿病などの発症を前期高齢者までで抑えることができれば、後期高齢者医療費の適正化において大きな貢献が期待できるものと考えられております。

この特定健康診査については、従来の労働安全衛生法や老人保健法と比べて、特に保健指導の面でマンパワーが当然必要となってまいります。各市町村初めとする特定健康診査、特定保健指導体制の整備について状況をお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。この制度の給付事業の財源構成は、公費約5割、現役世代からの支援金である後期高齢者支援金が約4割、後期高齢者の保険料が1割となっており、この制度の島根県財政負担分として給付費県負担金、保険基盤安定負担金、高額医療費県費負担金、財政安定化基金の合計約82億3,500万円の拠出が必要ということですが、後期高齢者医療制度への移行に伴い、現在の老人保健制度と比べて県負担金にどのような差が出るのか、また今後の後期高齢者医療費はどのように推移していくかと考えておられるのかお伺いをいたします。

また、先ほど申しましたように、後期高齢者医療制度の財源には、後期高齢者支援金として新たに現役世代から約4割を拠出することとされております。この支援金は国民健康保険であれば市町村、共済組合であれば各共済組合がその加入者数に応じて拠出するわけですが、先ほど申しました特定健康診査の受診率あるいは特定保健指導の実施率などの目標値に対する達成率が、後期高齢者医療支援金に影響するようではありますが、その仕組みについて伺います。

また、後期高齢者医療制度では、75歳以上の方々から保険料として年金から天引きあるいは口座振替等により納めていただくこととされておりますが、本県の場合、1人当たりの保険料負担額はどれぐらいになるのかお聞かせください。また、後期高齢者医療制度に移行した場合、従前と比べて保険料負担の増減があるのか伺います。

さて、ここで肥満防止のため、そして健康維持のため、だれにもできる肥満の予防法を1つ御紹介をいたします。それは、バランスのよい食事を1口30回、しっかりとかんで食べることであります。しっかりとかんで食べますと、早食いを予防し、満足感が得られやすくなるため、食べ過ぎ、どか食いを防止する。よくかむことで視床下部からホルモンである神経ヒスタミンが分泌され、食欲が抑制される。よくかむことで交感神経が刺激され、代謝が活発になって消費カロリーが増加する。そして、ゆっくりよく味わうことになり、薄味、少量でも十分な満足感が得られるという効果があり、肥満の解消、予防につながると考えられています。ぜひ実行してみてください。よろしく願いをいたします。

次に、発達障害児の早期発見及びその支援について伺います。

発達障害とは自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥性多動性障害等があり、脳の機能障害と言われており、その発達障害の乳幼児から成人期までの一貫した支援の促進などを目的とした発達障害者支援法が、平成17年4月1日に施行され、国と地方公共団体の責務が明らかにされ、県が中心となってその発達障害の支援を行うこととなっております。

しかし、この発達障害については最近になって言われるようになったもので、益田市に住む19歳の青年は、幼稚園、小中学校、高校では集団生活の不適應等がありながらも、発達障害とわからず卒業し、県外に就職して、その就職先になじめず、引きこもりになり、そこで初めてある精神医療機関を受診し、ようやくアスペルガー症候群と診断された例があります。こ

のような例は恐らくたくさんあると考えられますが、教育や療育支援などのかかわりを通じることで、社会への適応性が向上することが知られております。そのため、今後は早期発見、早期療育の環境を整えることが急務と考えられます。

この発達障害児の発見については、なるべく早期に発見されることが理想ではありますが、市町村母子健康保険事業による4カ月、1歳6カ月、3歳時点での乳幼児健診だけでは十分な診断ができないことがあると聞いております。そこで、島根県における発達障害の早期発見に関する乳幼児健診の取り組みについて現状をお聞かせください。

また、発達障害においては、十分な教育や療育がなされず、子供が抱えている困難さを周囲が理解して対応できないために、障害に起因する困難さとは別に、環境との不適応を起こすことによって生じるさまざまな症状を2次障害と言い、情緒的症状、問題行動などさまざまな症状を示します。また、発達障害は複数の障害が重なり合う場合もあるということでもあります。さらに、発達障害のある子は、交友関係や学業面など、学校生活全般において困難さを感じる場面が多く、精神的に追い詰められたときに、不登校や引きこもりなど、さまざまな問題行動、不適応行動や身体症状、精神症状といった2次障害を起こしやすくなるようでございます。

このような子供たちを支援するため、幼稚園、小中学校、高等学校では、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内支援体制を整え、学校全体としての支援が行われているとのことですが、現状としての課題と解決に向けた取り組みについてお聞きをいたします。

また、発達障害児においては、障害に対する理解を進めることが重要であります。例えば、就労においては、職場での人間関係や職務に適応が難しいことは障害があることから想定できることではありますが、企業等の理解が進んでないことが発達障害者の離職が多い原因とも考えられております。ついては、今後、企業を含め、県民理解の醸成をどのように進められるのか、その取り組みをお聞かせください。

最後に、道路特定財源についてであります。

上代議員の代表質問にもありましたが、先般、本県自民党議員連盟の発案により、東京で開催された道路特定財源堅持を求める都道府県議会議員総決起大会では、東京都を含む実に44都道府県、500名を超える県会議員や国会議員、関係団体が参集し、道路特定財源堅持という地方の声を国会に届けました。そして、その声は少なからず国政に影響を与えたと確信をいたしております。

この本県の道路特定財源収入は、平成19年度102億円であり、このうち70億円が直轄事業の負担金や県事業の一般財源として充当され、残りの32億円が公債費等に充てられております。仮に、道路特定財源の暫定分が廃止された場合、道路特定財源税収は61億円に減少をいたします。また、暫定税率廃止に伴う道路事業費の大幅な減少を考慮しても、直轄負担金や県事業に必要となる一般財源は56億円と試算され、公債費等に5億円しか

充てられず、27 億円の財源不足が発生をいたします。このため、27 億円を他の一般財源から捻出せざるを得ず、福祉や医療、教育などの施策に支障が生じることとなります。

一方、昨日2月27日、民主党は道路政策大綱を発表をいたしました。この大綱によりますと、暫定税率は廃止をするが、地方の財源は確保するという事となっています。そうすると、国の道路特定財源は約1.6兆円へ減額になるわけですが、この額から、従来補助金や地方道路整備臨時交付金として地方へ配分してきた道路財源1.2兆円をこれまでどおり配分すると、国直轄の道路事業費は4,000億円しか残らないこととなります。この額は道路の維持修繕費を含んだ額でありますので、仮に47都道府県に均等に割り振るとすると、1県当たり85億円となります。

平成19年度の島根県における直轄国道の維持修繕費は92億円ですので、直轄国道の維持修繕費すら賄えない額となります。これでは、山陰道や横断道尾道松江線などの建設などは完全にストップすることとなります。また、行政のむだを省いて、それを道路建設に充てるとのことですが、地方が真に求める道路建設のため、数兆円もの予算の捻出が可能なのでしょうか。しかも、それはことし4月1日からの話であります。

私は、道路整備のあるべき姿、あるいは地方分権社会に向けた取り組みなどを考えたとき、道路行政の仕組みが今のままが最善であるとは思いませんし、制度論やあるべき姿をともに考えること自体は悪いことではないと考えております。しかしながら、このような準備もない、先が見えない状況で、昨日民主党が示した道路政策大綱のような急激な制度変更を、政権闘争の手段として行うことは、国民生活の混乱を招く上、財政破綻が目の前にある島根県にとっては致命傷に当たると考えております。したがって、道路特定財源の暫定税率を継続するための特別措置法は、ぜひとも年度内に成立させることが必要であります。

道路整備では20年おくれの島根が、他の地域の道路のために長年負担し続けてきた暫定税率の恩恵が、やっとその順番が回ってきたところで、これでおしまいとは情けないことあります。

先日、江津、浜田、益田の3商工会議所が合同で行った暫定税率に関するアンケート調査の速報が発表されました。そのアンケートによりますと、約600名から回答が寄せられ、暫定税率が廃止されればガソリンが安くなることを理解した上で、暫定税率の延長が必要だとする意見が、何と76%に上りました。この結果は、基盤整備がおくれ、停滞した石見地域の状況を反映した結果だと確信をいたしているところであります。

また、他県と肩を並べて競争ができるためにも、基本的な社会基盤を整備することが本県のためには欠かせないものであり、そのためには道路のための財源は今後とも堅持していくことが必要であると考えております。

そこで最後に、今後の島根を考えたとき、今国会での暫定税率に関する議論について、改めて知事の御見解をお聞きし、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)